

令和6年

上尾市教育委員会11月定例会議案

## 議 案 名

|           |  |   |
|-----------|--|---|
| 議案第 6 1 号 | 令和 7 年度当初給食調理員人事異動方針について -----           | 1 |
| 議案第 6 2 号 | 令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に<br>ついて -----  | 2 |
| 議案第 6 3 号 | 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決<br>について -----   | 3 |
| 議案第 6 4 号 | 令和 6 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出<br>について ----- | 7 |

## 議案第 6 1 号

令和 7 年度当初給食調理員人事異動方針について

令和 7 年度当初給食調理員人事異動方針を下記のとおり定める。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

令和 7 年度当初給食調理員人事異動方針

### 1 基本方針

令和 7 年度当初給食調理員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

### 2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 産休・育休等を取得中及び妊娠中の場合

イ 休職中の場合

ウ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

(2) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

(3) 暫定再任用職員（上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年上尾市条例第 3 0 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。）又は定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用される職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、異動対象とする。

### 提案理由

給食調理員に係る令和 7 年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいので、この案を提出する。

## 議案第 6 2 号

令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について

教育に関する事務の管理及び執行の状況について、下記のとおり、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

### 1 評価の対象

本点検評価は、「第 3 期上尾市教育振興基本計画」に掲げた 1 0 の目標を達成するために令和 5 年度に実施した主要 8 8 事業を対象に、目標・施策ごとに位置付けた主要な事業についてその実施状況を点検し、それを踏まえた評価を行う。

### 2 評価の結果

別冊「令和 6 年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」記載のとおり

### 3 市議会提出日時

令和 6 年上尾市議会 1 2 月定例会開会の日

### 4 報告書の公表

上尾市図書館及び上尾市役所本庁舎 1 階情報公開コーナーにおける閲覧のほか、上尾市 W e b サイトに掲載し、公表する。公表は、上尾市議会に提出した後速やかに行う。

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表したいので、この案を提出する。

議案第 6 3 号

行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について  
行政文書非公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり裁決する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

行政文書非公開決定処分に係る審査請求について、認容し、当該処分を取り消す裁決をしたいので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人

住所 \* \* \* \* \*

氏名 \* \* \* \* \*

処分庁 上尾市教育委員会

審査請求人が令和6年10月2日に提起した審査請求人に対する令和6年9月18日付け上教指第1363-4号の行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を認容し、本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和6年9月4日付けで「触れる地球 SPHERE II」の財産取得（または寄附収納）をおこなってから2024年8月末までの間、上尾市立各中学校（向原分校を含む）において、「触れる地球 SPHERE II」を授業等で活用したことが判別できる文書・資料等（以下「本件対象文書等」という。）を公開請求した。
- 2 処分庁は、条例第11条第3項の規定に基づき、令和6年9月18日付け上教指第1363-4号において文書不存在による非公開とし、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和6年10月2日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分

を取り消し、請求した本件対象文書等に関し公開又は一部非公開の処分をするよう審査庁に対して本件審査請求を提起した。

## 第2 審理関係人の主張

### 1 審査請求人の主張

令和6年度第1回上尾市総合教育会議の会議録に「令和6年7月5日に『触れる地球』を活用した授業研究会を上尾市立大谷中学校にて実施した」との学校教育部長の発言が記録されていることから、本件処分は、過誤であるため、本件処分を取り消し、請求した本件対象文書等に関し全部又は一部を公開することを求める。

### 2 処分庁の主張

「触れる地球」を授業で活用できる準備が整ったのが令和6年6月であり、同年8月末までの間の活用状況の調査等は実施していなかったため、本件処分を行った。

しかし、同年7月5日に授業研究会として上尾市立大谷中学校において実施した授業の学習指導案を処分庁において保有していたことから、審査請求人の主張のうち本件対象文書等に関しその全部を公開することができることを認める。

## 第3 理由

本件対象文書等を保有しているにもかかわらず、本件処分を行ったことは過誤であると認められるため、審査請求人の主張には理由がある。

## 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件対象文書等に係る公開請求については、その全部を公開する旨の処分をすることとする。

令和6年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

## 教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【7 ページから 8 ページまで 非公開】